

平成25年(け)第8号

決 定

被告人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害，傷害被告事件について，平成25年3月7日東京高等裁判所がした勾留理由開示請求却下決定に対し，弁護士長谷川直彦，同大口昭彦，同萩尾健太及び同河村健夫から異議の申立てがあったので，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

本件異議申立ての趣意は，弁護士長谷川直彦，同大口昭彦，同萩尾健太及び同河村健夫連名作成の異議申立書記載のとおりであるが，要するに，弁護士らの勾留理由開示請求を却下した原決定は，被告人の憲法上の権利である勾留理由開示公判を極めて恣意的に制限する最高裁決定に依拠する違憲の決定であるから取り消されるべきであるというのである。

一件記録によれば，被告人は，平成22年11月5日東京地方裁判所裁判官によって勾留された後，同月22日勾留事実と同一の事実で起訴され，同23年12月9日保釈許可決定を受け同月12日釈放されたが，同24年9月19日禁錮以上の刑に処する判決を受けて収容されたことが認められるところ，東京地方裁判所で開始された本件勾留は，保釈を介しながらも第一審以来継続しており，勾留の基礎となる事実は同一であるから，原決定が「勾留理由開示の請求は，同一勾留については勾留の開始せられた

当該裁判所において一回に限り許されるものと解すべきである。」（最高裁昭和29年8月5日第一小法廷決定・刑集8巻8号1237頁）とし、本件勾留理由開示請求を不適法として却下したのは正当である。所論がる主張する諸点に鑑み検討を加えても、上記解釈を変更すべき理由は見出せず、この判断が左右されることはない。

よって、刑訴法428条3項、426条1項後段により、本件異議の申立てを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成25年3月14日

東京高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 角 田 正 紀

裁判官 伊 藤 敏 孝

裁判官 山 田 裕 文

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官

北本隆志

